

『宣秀卿御教書案』にみる武家の官位について

はじめに

近年、近世武家官位制の確立過程に関する研究は著しい深化をみせており、精緻の度を増しつつある。そして、その前提となる室町・戦国期における武家官位についても、少なからぬ研究が積み重ねられており、実態の解明がすすんでいる。ところが、朝廷内の文書発給担当者による官位任叙に関する記録という側面を有する符案は、これらの研究にとつて非常に有用な史料であるにもかかわらず、従来ほとんど活用されてこなかった。これは、符案という史料の類型が十分に理解されておらず、そのうえ、活字化されたものが少なく、所在に関する情報が周知されていないという、研究基盤の未整備に大きな要因があったと思われる。本研究（科学研究費補助金による研究「室町・戦国期の符案に関する基礎的研究」）は、このような状況自体の改善を目指したものであるが、ここでは、符案が室町時代の武家官位の実態を明らかにするうえで、どのように活用し得るのかという点について、具体的な検討を行ってみたい。

本稿で素材とするのは、本報告書第一部および第三部において基礎的な研究（解題、御教書案の翻刻・宣下案の人名索引および自筆本の紙背文書目録の作成）を行った『宣秀卿御教書案』である。同書は、主として、中御門宣秀（一四六九〜一五三二）が職事として発給に關与した論旨・口宣案などを、関連文書とともに書き留めたものであるが、これを筆録したのはその父宣胤であった。内容の別によつて、御教書案と宣下案とに分かれたれ、それぞれさらに五位藏人の期間のものとして、

藏人頭の期間のものが存在した。残念なことに、藏人頭の期間中の宣下案は、記録されて間もない明応九年（一五〇〇）の大火で焼失してしまい、少しも痕跡をとどめていない。官位の任叙についての記録があるのは宣下案なので、現存しているのは、宣秀が五位藏人であった期間のものだけということになる。

それでも、文明十六年（一四八四）から明応三年までの十年間にわたり、すべてが自筆原本として残っている。宮内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書案』（以下、中御門本『宣秀卿御教書案』と略す）第三冊がこれで、百十五丁におよぶ浩瀚な一冊である。自筆本が現存していることの最大の利点は、二次利用面とも密接な関係にある紙背文書をあわせて利用できることであろう。はたして、中御門本『宣秀卿御教書案』の紙背文書のなかには、職事に対して武家の官位任叙の「甲沙汰」を命ずる文書が存在している。同書は、十五世紀後期における最も詳細にして大部な符案であり、武家の任官叙位に関する記事も少なくないので、検討対象としては絶好の存在といえるわけである。

一 武家官位の位置

『宣秀卿御教書案』『宣下案』の特長のひとつとして、口宣あるいは口宣案の書様に関する注記の多いことがあげられる。また、官位の任叙に至る経緯や、任叙の対象となる人物についての注記も少なくない。つぎの記事はその典型といつてよいと思われる。

①文明十八年九月廿二日 宣旨
上御 海住山大納言

源長家

無位不可然、武家沙汰外也、

宜任兵部少輔、

武家御一家吉見也、本人申入室町殿之処、無子細、口宣案可申沙汰之由申之、元、武家之官途奉行折紙遺職事也、當時無官途奉行、仍本人直申之、今日廿二日奏聞、本人太刀持來、不及下知也、

藏人

(第33丁裏)

ここに載せたのは、幕府奉公衆一番衆だと思われる吉見長家を兵部少輔に任ずる口宣案を控えたものであるが、その下部に加えられた注記は、この時期の武家の任官のあり方を非常に端的に示すものになっている。その一つは、金子拓の明らかにした、武家官途の員外化と、その空名視という現象である⁽²⁾。それを示すのは、「源長家」の下方に加えられた「無位不可然、武家沙汰外也、」つまり「(姓名の上に)位階の記入がないのはよくないが、武家の場合は問題とすに及ばないのだ」という注記と、末尾に位置する「不及下知也、」という注記である。両者には密接な関係があるのだが、そのことは、同じく兵部少輔への任官に関する以下の記事においてより明らかだといえる。

② 文明十六年十二月卅日、

源政具

宜任兵部少輔、

此宣下七可下知之処、武家之權同官教輩、不及闕之沙汰、且又不及叙爵任五位官、不可然之間、不及下知也、撰津政親奉書折紙也、有之、十七年正月廿四日、奏聞、勅許、旧冬日付事、依所望也、一色七郎云々、

藏人

(第11丁表)

義政の御部屋衆一色政具の任官に際して、中御門宣胤は二つの問題点を指摘している。一つは、政具が任じられる兵部少輔には、すでに複数の武家の見任者が存在していたことであり、いま一つが、叙爵しないままに五位相当の官職に就くということであった。そして、これらの問題を糊塗し、表面化を回避する方途が「不及下知」ことだったのである。

「下知」とは、「宣下」あるいは「次第之下知」ともいい、本来的には太政官文書(官符・位記等)の発給をはかるための同官内における命令下達のこと、実質的には、官職であれば外記、位階であれば内記に宣下内容を伝達し、補任・歴名(補歴)に記録させることを目的としていた⁽⁴⁾。原則として、官位の叙叙は、外記・内記の手許に記録が残されるときに、禁裏にあつて天皇自身が参照する「御補歴」にも記されるべきものだったのである。そして、記入が行われるに

は、「下知」を行うことが必要であった。そのことを端的に示すものとして、中御門本『宣秀卿御教書案』第二冊第三丁の紙背文書に、以下のような女房奉書を見出すことができる。

③ 文のやうひろうして候、このおりかみ御心え候ぬ、せん下せられ候へく候よし、申とて候、かしく、大かき^(返シ書)にしたいの下ちを^(上)おほせられ候へく候、御ふりやくにをち候、

中御門宜秀が職事として、折紙と消息とによって女官を通じて奏聞した官職任命の案件について、勅許があつたので宣下するように伝えられた後土御門天皇女房奉書である。返し書において、大外記に至るまで次第の下知が行われるよう留意すべきことを命じ、その理由として補歴に記載漏れのある点をあげている。つまり、次第の下知が貫徹しないと、官位に関する原簿に記載のない状況になってしまうのである。

官位の叙叙は、本来、天皇(治天)の判断によって決定されるべきものである。その判断がさまざまな要因によって左右されることはいうまでもないが、為政者としての天皇が最も留意した点は、個別の判断が官位の恩栄に浴する者たち総体の有するであろう秩序観と大きく相違しないようにすることであつたに違いない。したがって、判断の根拠として先例が大きな意味を有するわけである。そして、先例と当該案件とを照らすためには、現状を正確に把握していることが必要になる。例えば、昇叙に際しては、前回の昇叙との間隔が問題とされる。だとすれば、前回の昇叙の年月日について原簿に記載がない場合、その申請の当否に判断を下すことは容易ではあるまい。このように考えると、補歴への記載は、その人(その家)の昇叙あるいは任官について天皇が主体的に判断するための必要条件であつたといえるだろう。

天皇みずからが補歴を参看したことのわかる事例は少なくないが、その意義確認するためには、延徳二年(一四九〇)十一月、壬生晴富が治部卿に任ぜられた際の事例が参考となる。同月四日、晴富(正四位上、前左大史)は、二条持通の執奏によって、同家において初めて八省卿に任ぜられた。しかし、この時任ぜら

れた治部卿は、同じ小槻氏の大宮長興（法名寿官）がすでに文明十七年に任ぜられた官であったため、晴富は、翌日、後土御門天皇の側近で、二条家の家礼として今回の任官を申し次いだ忠富王（神祇伯）の許に使者を送り、刑部卿への変更を望んでいる。晴富の子で当時官務の任にあつた雅久の日記によれば、この時、忠富王は「天子自御覽補歴、就有闕被任之、不可被申由」を答えたという。また、晴富の日記では、「先日被召寄補歴」任之、尤為面目之处、他之被申之条、不可然、と述べたとある。つまり、忠富王は、天皇自らが補歴を召し寄せて参看して、その官が闕であることを確認したうえで任じたものであり、面目とすべきことであり、この決定に変更を求めることは不当だと言つたわけである。はたして、晴富はこの言葉で納得している。

すなわち、天皇みずからが補歴を確認して官位の任叙を決定したことによって、その決定が天皇の主體的な判断であることが明確化しているのである。そして、そこで任叙がなされた官位は、天皇が与えた恩栄という性格を濃厚に帯するに至るのであつた。してみると、補歴は天皇の判断の主体性を支えるものであり、そこへ記入のなされること自体が、その任叙の決定について天皇が責任を負うことを示すものごとになる。逆にいえば、補歴に記載を行わないことは、天皇が主體的な判断を下さず、責任の主体ではないことを示すものだともいえるのである。

このように考えると、武家に対する官位の任叙について、次第の宣下が行われず、補歴に記載されなずとも問題とならなかつたという事実は、その任叙の可否を判断する責任の主体が、天皇ではなく室町殿であつたことを意味するものだと考えることができるよう。すなわち、官位の任叙の対象者が武家である場合でも、口宣案の発給に際して奏聞を経ているので、形式上の任免権者が天皇であつたことはいまでもないのだが、任叙にかかる最終的な決定は奏聞以前における室町殿の許諾にあつたというわけである。

形式上の任免者である天皇に決定権が存在しないという状況は、室町殿の強制ないしは天皇の自己規制によって現出されていたはずである。この時期の天

皇自身がかかる事態についてどのような意識を有していたかを窺う手がかりとして、大内教弘への贈位の可否をめぐる一条兼良の消息をみてみたい。

この消息は、東京大学史料編纂所蔵『北白川宮旧蔵手鑑零存』のうちの一通である。北白川宮旧蔵の手鑑は、室町・戦国時代の公家・武家の書状が大半を占め、連歌懐紙の断簡がこれについている。いずれも禁裏に残されていたものと思しく、江戸時代に禁裏文庫から出て手鑑に編成されたと考えられる。ここに掲げる一条兼良消息も、勾当内侍四辻春子に充てて後土御門天皇への披露を求めたものである。

③たひく申入候、大内のさきやうの大夫のそみ申候、ち、かそう位の事、ふけのときをはかりおほしめされ候よし、おほせ下され候、それさる事にて候へとも、これふんさいの事、さのみはなにと申され候へきに候、わたくしの事は、すわうの国のやしろのしやうと申候所、としひさしくふちきやうにて候を、ちかころ返したひて候、さやうのちなみにつき候て、この事を申たひ候、もし申さしたし候はずは、けつちやう又おさへ候へきと、あんないしや申候ほとに、めいわくにて候、さ候ほとに、一所てうをんに下され候と、おほしめされ候て、ちよくきよ候へかすと、申入候にて候、さしたるほうこうは申候はねとも、きみと人とのみちは、をやこよりも猶さりかたき事に、むかしのせいしゆはおほしめされたる事にて候、いまたみえ候はぬふけのとかめや申され候はんすらんとおほせ事候て、たちまちにけりやうを一所うしなひ候事を、あはれみおほしめされ候ては、いか候へき、万に一もふけよりとかめ申され候事候は、かやうに申入候ふんとおほせいたされ候は、ちからなくその時申ひらき候へきに候、そう位のふんさる候、けんにはかはり候事にて候、たつせいせんはかりの事にて候、さしてうかのかきんにもなり候ましき事にて候、あはれ御さたも候へかし、返くらうせききはまりなく候へとも、御わたくしまて申入候よし、よく御心え候へく候、あなかし、

〔切封ウハ書〕
「勾当内侍とのへ」

まず、適宜言葉を補いながら語釈を加えてみよう。

だびたび申し入れております大内左京大夫政弘が望んでおります亡父教弘への贈位のことについて、武家のお心を慮ってお認めにならない由の仰せを承りました。それはそれでもつともなことですが、こればかりの事は、そんなに大袈裟に仰るまでもないかと存じます。当方の事情を述べれば、周防国屋代荘という在所が永年不知行になっておりましたのを、近年大内から返してもらいました。

そのような縁がありますので、この贈位についても言われたのです。もし贈位について仲介いたしませんと、必ずや再度押領されるでしょうと、事情に通じた者が申しますので、困惑しております。このような事情ですので、一所を朝恩として下されたものとお考えになり、勅許下さいますようにと申し入れるものでございませぬ。大した奉公は致しておりませんが、君臣の関係は親子の関係以上に深いものだ、昔の聖主はお考えになったものです。本当にあるかないかわからないのに、武家から非難されるかも知れないと仰られたため、たちまち家領を一箇所失う羽目に陥ってしまいますことを、気の毒にお思いになられないとはいかがなものでしょうか。万が一にも武家より非難されるようなことがございましたら、私がこのように申し入れたものなのでと仰られたならば、仕方がありませんのでその時は弁明いたすつもりでおります。これは贈位ばかりのことと、現任とは事情が異なります。ただ追善のためというに過ぎませぬ。お許しただいても朝家の瑕瑾になるようなこととはないと存じます。なんとかお許しただきたく存じます。それにしても勝手なことを申しますが、内々申し上げますことを、なにとぞよくご理解いただきご披露賜りますように。あなかしこ。

大内政弘が一条兼良を通じて後土御門天皇に働きかけ、亡父教弘に従三位の贈位を受けようとしたことは、『晴富宿禰記』に見えており、これが文明十一年のことであったことが知られる。⁽⁶⁾『晴富宿禰記』同年九月二十九日条には、「大内申故教弘朝臣贈三位事、自（一条兼良）禪閣雖執被（申力）□、可依武家執奏、直難有勅許云々」とあり、天皇はこの件は武家執奏に依るべき事項であり、それが無い限り、自らの判断で直接に勅許を与えることは困難だと述べたという。この発言は、右に掲

げた兼良の消息に見える内容と基本的には齟齬していない。

ただし、兼良の消息は、天皇の言葉のニュアンスについて今少し詳しい情報を与えてくれる。天皇は、「武家の時宜を憚り、未だ見え候はぬ武家の咎め」のあらんことを恐れて、勅許を下さなかつたのだという。一方、兼良は、故人の追善のために贈位を行うだけで、現任ではないので、そこまで慎重な姿勢をとる必要はないと主張している。すなわち、天皇の意識においては、武家が任叙を判断する対象は死後に及ぶまで面然と存在しており、それを犯すことは「咎め」を招くものだったのである。言い換えれば、天皇の自己規制によつて武家官位の範疇が存在していたわけである。

武家の官位に対する天皇の認識がこのようなものであるとすれば、個々の官位の任叙に関する室町殿の許諾を天皇に伝達する仕組みが重要な意味を有したはずである。そこで、章を改めてこの点を探ってみよう。

二 武家官位の方法

室町幕府における官位任叙の手続きにおいて、官途奉行の役割が重要であったと考えられているが、この時期においてはまったく該当しない。そのことは、先に掲げた①の吉見長家の任官に関する記述を見れば明白である。

長家の任官の口宣案の控えに加えられた注記に、「本人申入室町殿之処、無子細、口宣案可申沙汰之由申之、二元、武家之官途奉行折紙遣職事也、当時無官途奉行、仍本人直申之、」と見えている。これは、長家自身が義尚に対して伺ったところ、何の問題なく許諾を得たので、口宣の発給を受けたいと宣秀に言ってきた。もとは武家の官途奉行が折紙を職事に送って室町殿の許諾を伝えたものだが、現在では官途奉行が置かれていないため、長家本人が直接伝えてきたのだ、ということであろう。

そこで、これ以外の任叙について、室町殿の許諾がどのようにに職事である宣秀に伝達されたか、『宣秀卿御教書案』「宣下案」を通覧してみよう。

文明16年12月25日 二階堂政行防鴨河判官兼任 記載なし

文明16年12月25日 二階堂行名大蔵少輔任官 記載なし
 文明16年12月30日 一色政具兵部少輔任官 撰津政親折紙
 文明17年3月5日 長国連任左衛門少尉 撰津政親折紙
 文明17年6月12日 佐々木大原元親任備中守 記載なし
 文明17年10月23日 長井元清任宮内大輔 二階堂政行状
 文明17年10月23日 河内宏行任周防守 二階堂政行状
 文明17年10月23日 広戸直弘任因幡守 二階堂政行状
 文明18年9月6日 佐々木大原尚親任左馬助 記載なし
 文明18年9月22日 吉見長家任兵部少輔 本人
 長享元年8月9日 飯尾兼連任大蔵少丞・叙従五位下 二階堂政行折紙
 長享元年8月11日 撰津政親叙従五位上 勸修寺教秀奉書
 長享元年8月11日 本郷政泰叙従五位下 勸修寺教秀内々状
 長享元年8月25日 結城政広任越後守・叙従五位下 二階堂政行折紙
 長享元年9月3日 星野政茂叙従五位下 勸修寺教秀伝達
 長享元年9月23日 丹比忠宗任下総守 二階堂政行奉書
 長享元年9月25日 長宗信任能登守 二階堂政行折紙
 長享元年9月27日 長宗信叙従五位下 二階堂政行折紙
 長享元年12月27日 齋藤基聡叙従五位下 記載なし
 長享元年12月29日 飯尾為完任左衛門少尉 記載なし
 長享2年正月6日 土岐飛驒政直任伊豆守 勸修寺教秀伝達
 長享2年正月6日 玉置親直任加賀守 勸修寺教秀伝達
 長享2年6月24日 安東真康任駿河守 撰津政親奉書
 長享2年8月27日 結城政胤叙正五位下 二階堂政行折紙
 長享2年8月27日 広沢尚利叙従五位上 二階堂政行折紙
 長享2年8月27日 結城尚隆叙従五位下・任近江介 二階堂政行折紙
 長享2年9月18日 一色視冬任伊予守 二階堂政行折紙
 長享2年9月23日 撰津政親任掃部頭 本人

長享2年10月5日 大館尚氏任左衛門佐 二階堂政行折紙
 長享2年10月14日 布施知基任彈正忠 二階堂政行折紙
 長享2年11月16日 一色義秀任左京大夫 二階堂政行折紙
 長享2年11月17日 本郷政泰叙従五位上 二階堂政行折紙
 長享3年2月10日 結城尚豊叙従五位上 勸修寺教秀奉書
 長享3年3月11日 今川国氏任左衛門少尉・為檢非違使 勸修寺教秀奉書
 長享3年3月11日 本郷政泰任左衛門少尉・為檢非違使 勸修寺教秀奉書
 長享3年3月11日 土岐飛驒尚直任左衛門少尉・為檢非違使 勸修寺教秀奉書
 延徳元年9月2日 齋藤基聡任加賀守 撰津政親奉書
 延徳元年9月23日 諏方長直任若狭守 撰津政親奉書
 延徳元年11月12日 諏方貞説任左近将監 記載なし
 延徳元年12月30日 飯尾清房叙従五位上 勸修寺教秀奉書
 延徳元年12月30日 諏方貞説叙従五位下 記載なし
 延徳2年10月25日 大内直貞任周防守 撰津政親折紙
 延徳4年7月19日 山名豊時叙従四位下 勸修寺教秀・葉室光忠伝達
 明応元年9月23日 齋藤基雄叙従五位下 記載なし
 明応元年11月6日 飯尾元行任大和守 記載なし
 以上から、文明十六年から明応元年にかけての武家官位の任叙にかかる室町殿（義尚のみならず東山殿義政を含む）の許諾を職事に伝達するルートとして、伝奏勸修寺教秀、二階堂政行、撰津政親の三人が存在していたことが明らかになった。政行は、長享三年三月將軍義尚の死没とともに失脚するので、以後は残り二者ということになる。これら三者それぞれの手になる任叙の許諾を伝える文書が『宣秀卿御教書案紙背文書』中に残っているので、対応する「宣下案」の記事とともに掲げておこう。

⑤源政泰叙爵事、勅許候、以去十一日々付、口宣案可給之由、御方（中御門宣秀）申度候、
（長享元年） 毎事期面存候、恐々謹言、
（勸修寺） 八月廿九日 教秀 （第1冊第11丁紙背）

⑥ 源政泰 同十一日 上卿勸修寺大納言
下上卿書様如常、
消息如常、 宜叙従五位下、武家本河也、
勸修寺大納言
八月十九日有之、
内々状在之、
十一日勅許云々、

(第3冊第41丁裏)

⑦ 前宮内少輔源視冬名国司、伊与、為御執奏、可有申御沙汰候由、被仰下候也、

恐々謹言、

長享式

九月十八日

中御門弁殿

(二階堂)
政行(花押)

(第1冊第24丁紙背)

⑧ 宮内少輔源視冬 九月十八日上卿
口宣書様如例 宜任伊予守、一色一家也、二階堂折紙在之、伺申、

(第3冊第57丁表)

⑨ 左衛門尉平真康駿河守口宣之事、可有申御沙汰之由候也、恐々謹言、

長享一

六月四日

藏人左少弁殿

(撰津)
政親(花押)

(第3冊第70丁紙背)

⑩ 長享二年六月四日 宣旨 上卿 菊亭大納言 廿六
六月卅日政親奉書到来、
武家 安東云々、

右衛門少尉平真康

宜任駿河守、

藏人左少弁藤原宣秀奉

(第3冊第52丁表)

⑤ 勸修寺教秀書状のみは堅紙だが、⑦ 二階堂政行奉書および⑨ 撰津政親奉書はいずれも折紙である。先に見た伝達の経路について、宣胤は政行・政親兩名の発給文書について奉書・折紙の両様の名称を用いているが、さきに見た①の注記に元来は官途奉行が折紙を送付したとあることも想起すれば、すべて折紙の奉書であったと考えられる。なお、伝奏と武家の奉者との最大の相違は、文書様式の相違ではなく、伝奏を経た場合はすでに奏聞が済まされているが、武家の奉行から伝達された場合には奏聞する必要があるという点にあった。さきの一覧を見る限り、伝奏と武家の奉行とのあいだに使い分けといったも

のは見出せず、伝達経路は多分に偶然の要素が作用するものではなかったかと思われる。さらに、吉見長家のごとく本人が伝達する事例もあるとすると、室町殿が官位の任叙について下した許諾は、一元的に管理されていたとは思いがたい。とすれば、官位の任叙の適正な運用は室町殿個人の力量に依拠する部分が大きくなるはずである。ただし、そうであっても問題が生ずる可能性はさほど高くなかったとも考えられる。といのは、この時期は官位についての相対的な安定期といってよく、官位の希望はそれぞれの家の先例に従って提出されたと思われるからである。

ところが、十六世紀に入るところから、従来より高位の官位に就くことに一定度の政治的な意義を見出す傾向が強くなるので、かかる状況にも変化が生じるはずである。とすれば、その点に注目して『宣秀卿御教書案』以後の時期を探る必要があるだろう。

おわりに

本稿では、十五世紀後半の代表的な符案である『宣秀卿御教書案』を素材として、室町時代の武家官位の一面面を探ってみた。その有用性は明らかにしたのもと思われるが、残された問題はさらに大きい。今後の課題としたい。

〔註〕

- (1) 羽田聡「足利義材の西国廻りと吉見氏―一通の連署状から―」(『学叢』二五号、二〇〇三年)。
- (2) 金子拓「中期室町幕府・御家人と官位」(同『中世武家政権と政治秩序』(吉川弘文館、一九九八年)第一部第三章、初出は一九九四年)。
- (3) 設楽薫「足利將軍が一人の名字を与えること」(『姓氏と家紋』五六号、一九八九年)。
- (4) 富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷―院政Ⅱ親政と天皇Ⅱ太政官政との接点」(『古文書研究』一四号・一五号、一九七九年・八〇年)。
- (5) 『大日本史料』第八編之三十九、二二二―二二七頁。
- (6) 『大日本史料』第八編之十一、六七七―六七九頁。須田牧子「室町期における大内氏の対朝関係と先祖観の形成」(『歴史学研究』七六一号、二〇〇二年)も参照。